



平成18年度

松前町職員採用試験を実施します

伊予消防等事務組合松前消防署職員

- 1 受付期間 10月2日(月)から10月23日(月)までの執務時間中
(土・日曜日、祝日を除く、8時30分～17時15分)
※ 郵便による受付は行いません
- 2 第1次試験 日時 11月5日(日)10時～(受付時間 9時15分～40分)
場所 松前町庁舎
- 3 試験区分、採用予定人員、受験資格及び試験方法

<松前町職員>

試験区分	採用予定人員	受験資格	第1次試験	第2次試験
介護支援専門員	1名程度	昭和46年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者 ○平成19年3月31日までに主任介護支援専門員研修を修了予定の者 ○ケアマネージメントリーダー研修受講修了し介護支援専門員としての実務経験を有する者 ○平成19年1月1日から松前町職員として勤務可能な者	教養試験 (高校卒業程度)	作文試験 口述試験 身体検査
社会福祉士	1名程度	昭和46年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者 ○社会福祉士の資格を有し、社会福祉士として高齢者・保健福祉等の相談実務経験がある者 ○平成19年1月1日から松前町職員として勤務可能な者	教養試験 (大学卒業程度) 専門試験 (社会福祉士)	作文試験 口述試験 身体検査
保健師	1名程度	昭和46年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者 ○保健師の資格を有する者 ○平成19年1月1日から松前町職員として勤務可能な者	教養試験 (大学卒業程度) 専門試験 (保健師)	作文試験 口述試験 身体検査

<伊予消防等事務組合松前消防署職員>

試験区分	採用予定人員	受験資格	第1次試験	第2次試験
消防士	1名程度	昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者 ○学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を有する者 ○普通自動車免許取得者又は平成19年3月までに取得見込みの者 ○採用後、伊予消防等事務組合消防本部等に関する規則第21条の規定に基づき松前町内に居住できる者 ○次の身体要件を備えている者 ・身長 おおむね160cm以上 ・胸囲 身長のおおむね2分の1以上 ・体重 おおむね50kg以上 ・視力 両眼とも裸眼で0.5以上で弁色力が正常であること ・聴力 正常であること ・握力 左右ともおおむね35kg以上	教養試験 (高校卒業程度) 消防適性検査 体力検査 身体検査	作文試験 口述試験

4 共通受験資格

- ①日本の国籍を有する者
②地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

5 試験の方法

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

6 申込用紙の入手方法

役場総務課職員係で交付します。

なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に受験したい試験区分について、「町職員請求」、「消防署職員請求」と朱書きし、90円切手(1部につき)を貼った、あて先明記の返信用封筒を同封してください。

[〒791-3192 松前町大字筒井631番地]
[松前町役場総務課職員係]

7 申込方法及び受験票の交付

必要な事項を記入した申込書及び写真2枚(最近3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦5cm、横4cm)、資格を証明する証書の写し、修了を証明する証書の写し、健康診断書〔消防士(指定用紙)〕を添えて受付期間内に役場総務課職員係へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。

※ 郵便による受付は行いません。

問い合わせ

役場総務課職員係 ☎985-4103